

衛生管理マニュアル（例）

（施設、設備、リネン類の管理及び健康管理）

SAMPLE

株式会社 ○ ○ ○

衛生管理マニュアル

1. 施設、設備及び器具の管理

- (1) 作業場及び諸施設内は毎日清掃を行い、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、常に衛生上支障のないようにする。
- (2) 工場内は各区域の汚染程度により次の3区域に区分する。
 - ① 汚染作業区域（入荷場、選別場）
 - ② 準汚染作業区域（洗い場）
 - ③ 清潔作業区域（乾燥場、仕上げ場、出荷場等）
- (3) 各作業区域に入る箇所等の注意。

消毒器の設置

 - a) 汚染作業区域から準汚染作業区域に入る箇所に消毒器を設置する。
 - b) 準汚染作業区域から清潔作業区域に入る箇所に消毒器を設置する。
 - c) トイレの出入り口に消毒器を設置する。
 - d) 出荷場への入り口に消毒器を設置する。
 - e) 専用の靴に履き替えてから作業に従事すること。
- (4) 施設内にネズミ、昆虫等が棲息しないよう3ヶ月に1度害虫駆除を行い、実施日、実施場所等を記した記録簿を作成し保管する。
- (5) 施設内は採光及び照明を十分に行い、作業に支障の来さぬよう、毎日照明器具の清掃を行い、1ヶ月に1度点検整備を行う。
- (6) 工場内は換気、排水が常に十分に行われるように配慮する。
- (7) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス、給湯等に係る機械または器具類は、常に保守点検を行い、適正に使用できるよう整備しておく。
- (8) 消毒、洗濯、脱水、乾燥、プレス等に係る機械または器具類、作業台、運搬・集配容器等で、リネン類が接触する部分（仕上げの終わった寝具類の格納設備または容器は除く。）については、週に1回清掃する。

また消毒は毎月〇日（何らかの都合により行えない場合はその前後）に行う。
- (9) ロール機等の被布は、清潔な白布を使用しリネン類に汚れが付着することのないよう交換する。
- (10) 作業中に生じる繊維くず等の廃棄物は、所定の種別に分別し専用の容器に入れて処理する。
- (11) 清掃用具は定められた場所に保管する。
- (12) 工場管理者(工場長)及びクリーニング師は、工場内の施設、設備、器具等の衛生全般について、毎日点検管理する。

2. リネン類の管理及び処理

- (1) リネン類は、その種類及び汚れの程度に応じた選別を行い、別々に区別して処理すること。
- (2) 使用済みのリネン類については、指定洗濯物を別に区分して取り扱う。
指定洗濯物については、その他のリネン類と区別して消毒するか、消毒の効果を有する洗濯方法により処理し、これが終了するまでは、その他のリネン類と接触しないよう区分する。
- (3) 指定洗濯物のリネン類は、次の方法により消毒を行う。
 - ① 洗濯工程中に消毒効果のある塩素剤を使用する方法
 - a) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃以上の温湯中で10分間以上本洗を行い、脱水後、すすぎ及び塩素剤添加による消毒を行う。
 - b) すすぎは、清浄な水（水道法に基づく水質基準に適合する水であることが望ましい）により4回以上（各回3分間以上）行い、各回ごとに換水する。
 - c) 塩素剤添加による消毒は、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、すすぎの2回目以降に添加し、遊離塩素 250ppm 以上となるようにして行う。
 - ② 熱湯または蒸気による消毒後洗濯する方法
 - a) 消毒は、80℃以上の熱湯に10分間以上浸し、その後洗濯を行う。
 - b) 洗濯は、適量の洗剤を使用して、60℃以上の温湯中で10分間以上本洗を行い、脱水後、すすぎは、清浄な水により4回以上（各回3分間以上）行い、各回ごとに脱水する。
 - ③ 連続洗濯機において80℃以上の熱湯で10分間以上本洗を行い、清浄な水を用いて、バッチ洗いと同等以上の換水効果が得られるようにすすぎを行う。
 - ④ 上記の洗濯方法と同等の効果を有する洗濯方法
- (4) リネン類の洗濯にあたっては次のことに留意する。
 - ① 繊維の種類及び汚れの程度に応じた洗濯方法をとる。
 - ② ランドリー処理に際しては、洗剤及び薬剤を適切に適量使用し、処理工程及び処理時間を適正にする。
- (5) ランドリー処理におけるすすぎは、3回以上行い、各回完全に排水し、水の入れ換えを行う。
- (6) しみ抜き作業は、所定の場所において、適切な処理を行う。
- (7) 仕上がったリネン類に、消毒剤、洗剤等が残らないよう十分注意する。
- (8) 仕上がったリネン類は、衛生的に取扱い、汚染しないよう保管棚に保管する。
- (9) 指定洗濯物に関して、6ヶ月に1度以上の割合で自主的に検体検査を行い、記録を協会に提出する。
- (10) 工場管理者（工場長）は、工場内におけるリネン類の処理及び取り扱いが常に衛生上適切であるよう注意する。

3. 消毒剤及び洗剤等の管理

- (1) 消毒剤、洗剤、薬剤等は所定の場所に保管し、責任者名と入出庫記録をつける。
- (2) ランドリー処理の水は、常に清潔なものを使用する。
- (3) 工場管理者（工場長）は、消毒剤、洗剤、薬剤等の保管及び取り扱いに留意するとともに、それらの特性や正しい使用法について従業者に周知徹底させる。
- (4) 消毒剤、洗剤、薬剤等については、安全データシート（SDS）を取り寄せ、常に環境問題の発生防止に努める。

4. その他（健康管理マニュアル等）

- (1) 常に労働衛生に留意し、従業者の健康管理と保持に努め、定期健康診断を実施し結果報告書を保管しておく。
- (2) 産業医の指導のもと、職場環境の衛生保持に努める。
- (3) 従事者がウイルス感染の危険のある疾患に感染したときは当該従事者を作業に従事させない。
- (4) 従事者またはその同居者が一類感染症等患者またはその疑いがある場合は当該従事者が治癒または感染していないことが判明するまでは、作業に従事させない。
- (5) 従事者はウイルス感染の危険のある疾患に感染しまたはその疑いがある場合には、事業者またはクリーニング師にその旨を報告し、指示を受ける。
- (6) 安全管理者、衛生管理者は従事者に対して衛生教育の徹底により適切な管理が行われていることを確認する。
- (7) 安全データシートをもとに、有害性のある化学物質の環境への排出量を極力抑えるよう努力するとともに、P R T R法の定めに従い集計管理する。
- (8) 洗濯排水は、広域公共下水道に放流する前に、所定のペーハー調整を行う。
- (9) 公害・環境問題等については、常に関係法令を遵守するとともに、自治体等の指導監督に従う。